

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,636千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,738千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,850千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,449千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,782千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ➤ <u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ➤ <u>出張ひろばの実施（加算）</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ➤ <u>地域支援の取組の実施（加算）※</u> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）は加算しない。 ➤ <u>配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算）</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ➤ <u>研修代替職員配置（加算）</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ➤ <u>育児参加促進講習の休日実施（加算）</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う ➤ <u>賃借料補助（加算）</u> 週5日以上かつ1日6時間以上開所している事業所を対象に加算を行う	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施 ➤ <u>地域の子育て力を高める取組の実施（加算）</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ➤ <u>配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算）</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ➤ <u>研修代替職員配置（加算）</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ➤ <u>育児参加促進講習の休日実施（加算）</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上